条例見直し調書

作成年度	平成20年度

条例名	神奈川県固定資産評価審議会条例		
条例番号	昭和37年神奈川県条例第39号	法規集	第1編第6章
所管部局室課	総務部市町村課		
条例の概要	地方税法第401条の2の規定に基づき設置する、神奈川県固定資産評価審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めている。		

	視点	検討内容	備考
検討	必要性 (現在でも必要な条例か。)	地方税法第401条の2により道府県に設置することとされている神奈川県固定資産評価審議会(以下「審議会」という。)について、同条第6項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	審議会は、市町村税である固定資産税における固定資産評価について、地方税法第401条の2第2項により、固定資産評価基準の細目に関すること及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告その他固定資産の評価に関する事項で知事がその意見を求めたものについて調査審議することを目的に設置されたもので、知事の諮問を受け固定資産評価基準の細目について審議しており、県内市町村が課す固定資産税の適正な課税を図る上で有効に機能している。	実施実績 平成19年度 平成20年3月6日 平成20年度 平成20年11月25日 (平成21年3月開催予定)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか)	審議会の委員の人数として法定されているのは12人以内であるが、固定資産評価に関連する行政機関の職員及び学識経験者計11人で構成されており、効率的な調査審議が行われている。	行政機関4名 学識経験者7名
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	審議会は原則公開とし、「行政システム改革基本方針」及び「附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱」の考え方に合致している。 また、女性委員を4人任用しており、「かながわ男女協働参画推進プラン」にも適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	地方税法に基づく審議会としての必要な事項を定めている条例であり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
	その他		

見直し結果		理由	特記事項
	(改正・廃止の必要はない。)〔丸囲み〕 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	

次回見直し予定	平成25年度	見直し規定の有無	有 (無)〔丸囲み〕